

事 務 連 絡  
平成20年2月13日

各都道府県・保健所設置市  
自動車リサイクル法担当課室 御中

経済産業省製造産業局自動車課  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
企画課リサイクル推進室

#### 継続検査時預託の終了について

日ごろから、自動車リサイクルの推進については、格別の御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第8条第1項の規定に基づく時限措置である継続検査時、中古新規登録・検査時、構造等変更検査時における預託確認制度、いわゆる「継続検査時預託」については、本年1月末日で終了したところです。

これを踏まえ、継続検査時預託におけるリサイクル料金收受業務等を実施していた自動車分解整備事業者（道路運送車両法第78条第4項の認証を受けた者）の関係団体である社団法人日本自動車整備振興会連合会に対し、別添のとおり通知しましたので、参考までにお知らせします。

事 務 連 絡  
平成20年2月13日

社団法人日本自動車整備振興会連合会  
専務理事 下平 隆 様

経済産業省製造産業局自動車課長  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
企画課リサイクル推進室長

### 継続検査預託実務終了に伴う御礼とお願いについて

社団法人日本自動車整備振興会連合会におかれましては、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）の施行に当たって多大な御協力をいただき、御礼申し上げます。

平成17年1月から本格施行した自動車リサイクル法は、本年1月をもって3年を経過したところであり、自動車リサイクルに関わる関連事業者の真摯な取り組みの中、制度として順調に立ち上がってまいりました。特に、法施行3年間で、リサイクル料金については累計8418億円を預託し、我が国の登録車両の殆どに自動車リサイクル料金の預託が終了したところで。

これは、自動車リサイクル法附則8条に基づく時限措置である継続検査時、中古新規登録・検査時、構造等変更検査時における預託確認制度に関して、財団法人自動車リサイクル促進センターからの委託業務として、リサイクル料金収受並びに預託証明印押印業務等について、貴会傘下の各自動車整備振興会及び整備事業者による適正な業務運営の結果であると考えており、ここに御礼を申し上げます。

さて、上記時限措置は本年1月末日に終了することに伴い、上記委託業務も満了いたしました。

一方で、法施行後3年が経過し、自動車リサイクル法の安定施行のためには、使用済自動車を適正に処理する窓口である「引取業者」の役割はますます重要になってきます。貴会傘下の整備事業者の皆様には、上記委託業務は終了致しましたが、自動車リサイクル法上の「引取業者」としての法令上に基づく義務の履行について引き続きお願いいたします。特に、廃車引取時の預託実務並びに電子マニフェストへの引取車両移動報告におきまして、引き続き会員整備事業者の皆様においては法令遵守の観点から業務の適正化について御協力をお願いします。

つきましては、貴会並びに各自動車整備振興会役職員の皆様には、自動車リサイクル法の安定施行に向けた取り組みに引き続き御支援頂けますようお願い申し上げます。